

まん延防止等重点措置期間の再延長に伴う
施設利用及び事業・イベントの実施に係る対応方針

令和4年3月4日
草加市新型コロナウイルス対策本部

まん延防止等重点措置期間の再延長に伴い、市内公共施設の利用及び事業・イベントの実施については、次のとおりといたします。

1. 対象期間

- ・ 令和4年3月7日(月)～令和4年3月21日(月)

2. 対象施設及び事業・イベント

- ・ 市内公共施設及び学校開放施設
- ・ 市（委託業者を含む）が実施する事業やイベント

3. 対応内容

- ・ 市内公共施設及び学校開放施設の利用時間を午後9時までとします。
- ※午後9時までの利用を希望する場合は、減額等を行わないことを条件に貸出を可能とします。
- ・ 事業、イベントの開催時間を午後9時までとします。
- ・ 酒類の提供及び持込を自粛（民間主催事業等も含む）するものとします。

※市内公共施設の利用及び事業、イベント実施につきましては、「草加市公共施設利用に関する「新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン（令和3年11月29日改定）」に基づき、感染症対策を十分に徹底した上で行うものとします。

※まん延防止等重点措置期間が3月21日(月)以降も延長された場合は、国や県の方針に併せて、制限期間を自動延長するものとします。

(ただし、施設運営に係る内容の見直し等の状況によっては、改めて対策本部を開催し、対応方針を決定いたします。)